

京都市告示第 303 号

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成19年11月30日

京都市長 榎本頼兼

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
堀場 久司	ひさ鍼灸治療室	北区紫竹西高縄町82番地	平成19年10月23日
廣海 喜江	廣海治療院	左京区松ヶ崎正田町15番地の303	平成19年10月11日
福本 栄治	きさらぎ鍼灸整骨院	南区東九条東岩本町10番地の1	平成19年9月18日
森田 康裕	森田鍼灸接骨院	右京区太秦馬塚町18番地の40	平成19年9月14日
和田 真尚	墨染なごみ整骨院	伏見区墨染町686番地の1	平成19年9月20日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)